

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

現在、岐阜県に発せられております緊急事態宣言は、5月31日までに延長されました。

- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域  
岐阜県全域
- ・ 緊急事態措置を実施すべき期間  
令和2年4月16日から令和2年5月31日まで

### 1 県民への要請

#### (1) 徹底した外出自粛 **特措法第45条第1項**

特措法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持に必要なものを除き、原則として外出しないこと等を要請する。

○外出の自粛の徹底（「STAY HOME」）

○人との距離を保つこと（「SOCIAL DISTANCING」）

の2つを意識した行動の徹底を図る。

- ・ 不要不急の外出を自粛すること。また、不要不急の帰省や旅行、都道府県をまたぐ人の移動はまん延防止の観点から極力避けること。
- ・ 特に、感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）を徹底的に回避すること。  
（注）ナイトクラブ等接客を伴う飲食店、ダンスサークルや卓球など呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所を避けること。
- ・ 三密が揃わなくとも、買い物や散歩、屋外の活動の中にも感染リスクが潜んでいることを認識し、リスク回避をすること。
- ・ 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- ・ 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため「うつらない」「うつさない」ようマスク着用を徹底すること。
- ・ こまめに手洗いをすること。特に外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物（つり革、ドアノブなど）を触った場合は、必ず手洗いをすること。
- ・ 小人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめること。
- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理せず外出・出勤しないこと。
- ・ 県広報やコールセンターなどを活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に惑

わされないこと。

【個別要請内容】（各項目の〔 〕内は要請期間）

- ① 観光自粛の呼びかけ〔4月23日（木）～5月31日（日）〕
- ② 自然公園の利用自粛の呼びかけ〔4月24日（金）～5月31日（日）〕
- ③ 都市公園の利用自粛の要請〔4月29日（水）～5月31日（日）〕
- ④ 登山自粛の呼びかけ〔4月29日（水）～5月31日（日）〕
- ⑤ 河川敷・砂防設備周辺等の利用自粛の呼びかけ
- ⑥ 児童生徒及びその家族への感染拡大防止対策の呼びかけ

## 2 事業者等への協力要請

### （1）施設の使用制限・停止及び催物の開催制限・停止への協力 **特措法第24条第9項**

特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限及び屋内外を問わず複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催について、施設管理者又は催物主催者に対し、施設の使用制限・停止もしくは催物の開催制限・停止への協力を要請する。

これに該当しない施設についても、特措法によらない施設の使用制限・停止など適切な対応について協力を依頼する。

【休業協力要請の概要】

- 要請期間：4月18日（土）～5月31日（日）
- 対象地域：岐阜県全域
- 実施内容：
  - ① 基本的に休止を要請する施設
    - 1) 床面積の合計によらない施設  
遊興施設、運動施設、遊技施設、劇場、集会・展示施設、文教施設、保育所 等
    - 2) 床面積の合計が1,000㎡を超える施設  
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設
  - ② 特措法によらない協力依頼を行う施設  
床面積が1,000㎡以下の施設  
大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設
  - ③ 基本的に休止を要請しない施設
    - 1) 社会福祉施設等
    - 2) 社会生活を維持する上で必要な施設

【個別要請内容】

- パチンコ店への休業要請